

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は休日に  
当たるとは、  
その日の  
密)

## 目次

◆公 告 昭和四十三年度鳥取県職員採用初級試験の実施  
農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の実施

## 公 告

昭和43年度鳥取県職員採用初級試験を次の要領により実施する。

昭和43年8月16日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務	内 容
一般事務(A)	約2名		知事の事務部局のうち鳥取地区の機関に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務(B)	約5名		知事の事務部局、警察本部に勤務し、調査、監査、対外折衝等の女子を充てるにふさわしくない一般事務又は業務に従事します。
士	約1名		知事の事務部局に勤務し、技術的業務に従事します。

### 2 受験資格

#### (1) 学歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

#### (2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢	及 び	性 別
一般事務(A)	昭和20年4月2日から昭和26年4月1日まで		生まれた者で男女の別を問いません。
一般事務(B)	昭和20年4月2日から昭和26年4月1日まで		生まれた者で男子に限りません。
士			男子に限りません。

#### (3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 3 第1次試験

##### (1) 方法

「一般事務(A)」及び「一般事務(B)」については、教養試験と作文試験を、「土木」については、教養試験と専門試験を高等学校卒業程度において、次の方法により行ないます。

ア 教養試験  
公務員として必要な一般知能及び教養について、択一式により行  
ないます。

イ 作文試験  
主として文章による表現力、まとめ方等について行ないます。

ウ 専門試験  
「土木」について必要な専門的知識及び能力を有するかどうかに  
ついて、択一式により行ないます。  
なお、専門試験は、次の分野から出題されます。

試験区分	分野
土木	数学、応用力学、測量、土木材料、土木施工、水工等

(2) 日時及び場所

昭和43年10月6日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。  
時刻及び試験場は、受験票交付の際にお知らせします。

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法  
教養試験、作文試験及び専門試験の成績を総合して試験区分ごと  
に高点順に合格者を決定します。ただし、いずれかの試験科目にお  
いて、一定の合格基準に達しない者は不合格となります。

イ 発表  
昭和43年10月16日(水)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、  
合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験  
主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 適性検査  
職務遂行上必要な素質及び適性についての検査を行ないます。

ウ 身体検査  
胸部疾患の有無に重点をおいて、職務遂行に必要な健康度を有す  
るかどうかについて、検査を行ないます。

エ 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないま  
す。

(2) 日時及び場所

昭和43年11月上旬に鳥取市において行ないますが、詳細については  
第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和43年11月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通  
知します。

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され  
たうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採  
用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。

(3) 給与は、原則として、給料月額18,604円(行政職給料表7等級2号)

給)を支給されますが、経験のある者は、その経験年数に応じて、それ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤続手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求  
 申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級申込書請求」と朱書し、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

なお、下記のところでも申込用紙をお渡ししますが、この場合郵送による請求に対しては、送付しません。

倉吉市藏城279 鳥取県中部県税事務所 総務課  
 米子市稚町1丁目160 鳥取県西部県税事務所 総務課

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級受験申込み」と朱書してください。なお、受験票は、後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

申込みは、昭和43年9月2日(月)から9月19日(木)まで(受付時間は、午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、土曜日は、午前11時30分まで)です。

郵送の場合は、昭和43年9月19日(木)までの消印のあるものに限

り受け付けます。

(4) その他

申込書の記載に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

8 その他

この試験の受験手続等については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号)第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和43年8月16日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験期日 昭和43年10月17日から10月19日まで  
 毎日午前9時から午後4時30分まで
- 2 試験場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁
- 3 受験出願書類受付期限  
 昭和43年9月16日まで(9月16日の消印のあるものは有効とする。)
- 4 受験出願書類提出先  
 鳥取市東町1丁目 鳥取県農林部農業指導課(封筒に「受験願書在中」と朱書すること。)

5 試験方法  
 試験は、口述試験及び筆記試験とし、口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について、筆記試験は、次の表のとおり行なう。

区 分	必須項目	選択項目
農業改良普及員資格試験	法 方 経 営 教 育 業 農	物 芸 虫 種 養 生 家 昆 虫 飼 養 及 び 理 育 飼 衛 及 び 病 物 畜 畜 種 殖 植 植 家 畜 家 畜 園 植 家 畜 畜 殖 作 園 植 家 畜 畜 殖
生活改良普及員資格試験	法 方 一 般 教 育 学 農	物 居 理 董 学 係 服 物 居 理 董 学 係 管 理 物 理 関 管 理 物 理 関 被 食 住 家 児 家 保

8 受験資格の(1)  
 又は(6)に該当するもの  
 (選択項目は1)  
 (項目)

保 健 衛 生	法 方 経 営	農 業 改 良 普 及 員 資 格 試 験
物 芸 産 料 虫 生 草 具 工 象 記 木 肥 加 氮 土 害 衛 及 び 機 加 氮 土 壟 壟 壟 壟 壟 畜 業 業 業 業 業 地 飼 料 作 物 改 良 家 飼 料 作 物 改 良 病 畜 土 病 畜 土 作 園 畜 土 病 畜 土	法 方 経 営 教 育 業 農 物 理 又 は 化 学 の うち 1 項 目	農 業 改 良 普 及 員 資 格 試 験
服 物 居 理 董 学 係 生 管 理 物 理 関 衛 管 理 物 理 関 衛 被 食 住 家 児 家 保	法 方 一 般 教 育 学 農	生 活 改 良 普 及 員 資 格 試 験

8 受験資格の(2)  
 から(4)までに該当するもの  
 (選択項目は4)  
 (項目)

- 6 出願書類
- (1) 受験願書 (様式第1号)
  - (2) 履歴書 (様式第2号)
  - (3) 写真 (最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の名刺判で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)
  - (4) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書 (

修得単位又は修得単位見込み数を証明する学校長の証明書を添付すること。）

- (5) 受験有資格者であることを証明する書類（別記様式第3号）  
 (6) 身体検査書（県立保健所の長又は官公立病院の長の証明を受けたものでなければならぬ。）

7 受験手数料及びその納付方法等

- (1) 受験手数料 500円  
 (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印しないこと。ただし、県外の受験希望者は、現金書留で(1)に記載する金額を納入すること。

- (3) 既に納付した手数料は還付しない。

8 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学を除く。）において農業（生活改良普及員資格試験にあつては家政。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して1年以内に卒業見込みの者又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者

- (2) 学校教育法第69条の2に規定する大学、都道府県別農業講習所、財団法人農林教育協会鹿洲学園若しくは学校法人自由学園高等学校第2部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、園芸試験場及び茶業試験場農業技術研修規程（昭和36年農林省告示第1360号）による研修課程を修了した者若しくはこれらの課程を修める者のうち試

験実施期日から起算して1年以内に卒業若しくは修了する見込みの者、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による女子高等師範学校若しくは青年師範学校、旧財団法人農林教育協会高等農事講習所、旧全国農業高等農事講習所若しくは旧学校法人自由学園高等科において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、旧実業専門学校卒業程度検定規定（昭和16年文部省令第54号）若しくは専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）により農業に関する学科目の検定に合格した者、旧実業学校教員検定ニ関スル規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により農業に関する学科目の検定に合格した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和34年農林省告示第416号）による研修課程を修了した者

- (3) 旧中等学校令（昭和16年勅令第36号）による中等学校を卒業した者及びこれと同以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関（(1)及び(2)に規定するものを除く。）において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と次のア若しくはイの職務に従事した期間又はそれらの期間を通算した期間が4年以上に達する者

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する

る技術についての普及指導

(4) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧師範教育令による師範学校、師範教育令改正の件（昭和18年勅令第109号）施行以前の師範教育令（明治30年勅令第346号）による師範学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校、旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校若しくは旧学校法人自由学園普通科を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者検定期程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定期程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに(3)の7若しくは1の職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達する者

(5) 学校教育法による大学（同法第69条の2に規定する大学を除く。）を卒業した者又は試験実施期日から起算して1年以内に卒業見込の者で、次の表の左欄に掲げるすべての専門科目につき、それぞれ同表右欄に掲げる単位数以上の単位数を修得したも又は当該単位を修得する見込のあるものは(1)の家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込のある者とみなす。

専 門 科 目	単 位 数
1 家 政 学 原 論	2
2 被 服 学、衣 料 学	4
3 食 品 学、栄 養 学	6

4 住 居 学	4
5 家庭管理学、家庭経済学、家族関係	4
6 育児学、家庭看護学、衛生学	2
7 調理実習、食品加工	6
8 被 服 実 習	4

備考 左欄1から8までは、専門科目群として、1専門科目群のうちから専門科目1又は2以上をわかつて右欄の単位数以上の単位を修得するものとする。

(6) その他

ア 日本国外の地域において、旧日本帝国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

イ 外国にある学校 ((6)の7の学校を除く。)を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

ウ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に対する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれと相当すると認めた日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

9 合格者の発表

試験実施後1月以内に試験合格者の氏名を県公報により公表するとともに、合格者に通知し、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 試験に関し不正行為があつた場合は、試験を停止し、又はその合格

を無効とする。

(2) 試験に関する詳細は、鳥取県農林部農業指導課に照会すること。(郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。)

様式第1号 (日本工業規格B5)

受 験 願 書

500円の鳥取県収入証紙を貼付(消印しない)のこと

農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 石破二郎 殿

記

氏 名	が 籍	年 月 日	生 性 別
本	現 住 所		
必 須 項 目			
選 択 項 目			

